

非接触型空中ディスプレイ  
表示用コンテンツ開発業務委託  
公募型プロポーザル

仕様書

令和4年10月  
郡山市観光課

## 目次

|     |                                  |   |
|-----|----------------------------------|---|
| 第 1 | 総則.....                          | 2 |
| 1   | 本仕様書の位置づけ .....                  | 2 |
| 2   | 非接触型空中ディスプレイの概要 .....            | 2 |
| 3   | リニューアル事業コンセプト.....               | 2 |
| 4   | オープンまでのスケジュールについて .....          | 3 |
| 5   | 非接触型空中ディスプレイ及び表示用コンテンツの導入目的..... | 3 |
| 第 2 | 委託業務の内容・要求水準等.....               | 4 |
| 1   | 表示用コンテンツ開発 .....                 | 4 |
| 2   | 操作研修等の実施 .....                   | 5 |
| 3   | 本システムの稼働管理・プログラム維持・運用 .....      | 5 |
| 4   | その他留意事項 .....                    | 5 |
| 第 3 | 成果品 .....                        | 6 |
| 1   | 完了検査 .....                       | 6 |
| 2   | 成果品の規格及び提出先.....                 | 6 |
| 第 4 | その他留意事項 .....                    | 6 |

## 第1 総則

### 1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、一般社団法人郡山市観光協会（以下「観光協会」という。）事務所及び郡山市観光案内所（以下「案内所」という。）リニューアル事業に伴い導入する「非接触型空中ディスプレイ」での表示用コンテンツを開発する業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、募集要項、その他発注者が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

### 2 非接触型空中ディスプレイの概要

（１）発注者が非接触型空中ディスプレイを２台別途準備する。

（２）非接触型空中ディスプレイは、案内所に配置する。

（３）製品仕様は、以下のとおり

|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 製品提供事業者     | 株式会社アスカネット                                |
| ASKA3D プレート | ASKA3D-420（420mm×420mm） ※ガラス製             |
| ディスプレイサイズ   | 15.6 インチ                                  |
| ディスプレイ輝度    | 1000nit                                   |
| ディスプレイ解像度   | 1920×1080（16:9）                           |
| 赤外線センサー     | zForce Air Touch Sensor（NNAMC 3460 PC 01） |
| 筐体外寸幅       | 460mm × 奥行 540mm × 高さ 219mm               |
| 本体重量        | 9.7Kg                                     |
| 電源容量        | 12V 3 アンペア                                |
| 消費電力        | 20W                                       |
| スピーカー出力     | 2×1.5W                                    |
| 入力端子        | HDMI 2.0/USB 2.0/POWER IN（5.5/2.5cm）      |

（４）表示用コンテンツは、製品提供事業者と協議を行い、開発すること。

### 3 リニューアル事業コンセプト

コンセプトは、「東北のヒト・コト・モノを紡ぐ“ワクワク”する観光拠点」とする。

観光協会及び案内所は、東北の玄関口、独立行政法人国際観光推進機構が認定する広域情報拠点として、郡山を中心とした東北の輝くヒト、楽しいコト、良いモノを紹介するとともに、訪れた方がこの場所をきっかけに郡山を知り、誰かに話したくなるような場所を目指すことから、本業務についても、当該コンセプトに沿った提案とすること。

|      |                      |                      |
|------|----------------------|----------------------|
| 名 称  | 観光協会事務所・案内所          | 物販スペース（旧びゅうプラザ）      |
| 住 所  | 郡山市燧田 197-1（郡山駅本屋２階） |                      |
| 延床面積 | 70.42 m <sup>2</sup> | 80.73 m <sup>2</sup> |

#### 4 オープンまでのスケジュールについて

| 日程             | 内容               |
|----------------|------------------|
| 令和4年11月        | リニューアル事業の設計開始    |
| 令和4年12月        | 設計事業者と本業務受託者との協議 |
| 令和4年12月末       | 設計完了             |
| 令和5年1月         | リニューアル事業の施工開始    |
| 令和5年3月         | 施工完了・引き渡し・引越     |
| 令和5年3月17日（金）以降 | リニューアルオープン       |

上記スケジュールに間に合うよう表示用コンテンツを開発し、納品すること。

#### 5 非接触型空中ディスプレイ及び表示用コンテンツの導入目的

- （1）案内所営業時間外での情報提供機会を創出する等利用者利便性の向上
- （2）案内所職員の事務負担の軽減
- （3）ヒト・コト・モノなどの紹介による観光プロモーション
- （4）市内の行動支援や多様化ニーズへの的確な情報提供

## 第2 委託業務の内容・要求水準等

### 1 表示用コンテンツ開発

#### (1) 基本事項

- ア 利用者に対して幅広い情報提供を可能とし、容易に情報収集できる仕組みを構築すること。
- イ 市内の行動支援や多様化ニーズへの的確な情報提供を行い、利便性及び満足度の向上を図ること。
- ウ 利用者が所持するスマートフォン等の端末で表示用コンテンツから、情報取得し、アクセスガイドへの誘導が図られるものであること。

#### (2) 必要な機能

- ア 地域マップと観光スポットの情報表示により地域の魅力の訴求すること。
- イ スマートフォン等の端末画面での視認性に配慮したものであること。
- ウ 動画紹介ができるページがあること。
- エ 管理者による情報の更新や修正が容易に行えること。
- オ 平常時には表示しないが、広告や特別な催事限定で用いることのできるページを構築すること。
- カ 利用者の統計が取得できること。

#### (3) システムの基本要件

- ア ウェブブラウザから可能なウェブシステムを基本とする。
- イ 表示用コンテンツ管理アプリケーションをクラウドサービスで提供すること。
- ウ 非接触型空中ディスプレイにコンテンツを表示する端末を用意すること。
- エ 表示用コンテンツ管理アプリケーションの運用は、複数ユーザーが行うことが可能なものとし、複数のユーザー登録ができ、それぞれが個別にシステムにログインし操作することができること。
- オ セキュリティ上の安全面で必要な措置を講ずること。
- カ 放映開始時刻及び放映終了時刻を設定できること。
- キ 有線 LAN 接続又は無線 LAN 接続にてネットワークに接続することができること。
- ク インターネットに接続し、外部のクラウドサーバー（コンテンツ管理サーバー）経由で、情報ソースにアクセスすること。
- ケ クラウドサーバーは本契約に基づき、新たにレンタルサーバーを用意すること。レンタルサーバーの選定に当たっては、日本国内に設置されるものであり、かつ受注者において安全性、堅牢性について十分に考慮し、選定を行う必要がある。
- コ インターネット接続は設置場所の既設無線 LAN を使用する。
- サ 無線 LAN の使用に当たっては通信容量に配慮し、他の通信に影響を及ぼさないこと。
- シ システムの構成は、利用現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- ス システム設計及びインストール作業については必ず受注者内において行うこと。
- セ 本仕様書に明記の無いハードウェア・ソフトウェアであっても、本システムを円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。

(4) その他

- ア コンテンツ作成に当たって、デザイン・レイアウト・必要な素材等について、都度発注者と協議を行うこと。
- イ 初期登録する情報は、受注者が入力、校正及び連絡調整を図ること。

2 操作研修等の実施

- (1) 導入するコンテンツの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに観光協会及び案内所職員に対し、操作研修を実施すること。
- (2) 観光協会及び案内所職員、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話又はメール等により助言を行うこと。
- (3) 納入時に取扱説明書を提出すること。

3 本システムの稼働管理・プログラム維持・運用

- (1) 受注者は、ウェブサーバー、アプリケーションサーバーの維持管理及び運用管理を行い、サービスの継続を契約の範囲内において実現すること。
- (2) アプリケーションのメンテナンスに要する費用、適切な維持管理のための保守に要する費用などの想定できるランニングコストを算出すること。

4 その他留意事項

- (1) 提案の上限額の範囲内で独自の提案を実施することができる。
- (2) 受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、決定する。

### 第3 成果品

#### 1 完了検査

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けること。

成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに使用、公表してはならない。

| No | 成果品            | 様式<br>形態     | 必要<br>部数 | 提出<br>期限 |
|----|----------------|--------------|----------|----------|
| 1  | 実施報告書          | 任意           | 2部       | 令和5年3月末日 |
| 2  | 操作マニュアル及び取扱説明書 | 任意           | 2部       | 令和5年3月末日 |
| 3  | 打合せ記録簿         | 任意           | 2部       |          |
| 4  | 電子データ          | DVD-R<br>データ | 1式       |          |

#### 2 成果品の規格及び提出先

##### (1) 成果品の規格

原則、成果品はA4版、縦型、横書きとし、製本や綴じ込みが必要なものについては、左綴じとする。なお、A3版資料がある場合の取扱い等については、協議により詳細を決定する。

また、つづりは適宜分冊し、背表紙やインデックスを用いてわかりやすくまとめること。

##### (2) 提出先

郡山市産業観光部観光課 郡山市朝日一丁目23番7号 西庁舎 4階

##### (3) 電子データ

成果品については、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データについても提出すること。AIデータで作成したものは、AIデータを提出すること。なお、納品する電子データの形式については、双方協議の上、決定する。

### 第4 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。発注者との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 3 過去の成果品など発注者から提供可能な資料については、可能な限り提供する。
- 4 本業務の実施に当たっては、発注者の担当職員等と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- 5 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- 6 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 7 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用す

る場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

8 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

9 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。